

地域ブランド研究会規約

1. 総則

- 第1条 本会は、地域ブランド研究会と称する。
- 第2条 本会は、地域ブランド学の発展を推進し、会員相互の連携と研究の促進を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 年次大会および研究会の開催
 2. 機関誌等の発行
 3. その他必要な事業

2. 会員

- 第4条 本会の入会には、役員会の承認を受けるものとする。
- 第5条 会員は、本会の諸活動に参加し、機関誌等の配布を受けることができる。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 監事 | 1名 |
| 事務局委員 | 若干名 |

3. 組織

- 第7条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は会務を主宰し、本会を代表する。
 2. 副会長は役員会を構成し、本会・年次大会・研究会の運営にあたる。

3. 会計監事は、会計等の業務を監査する。
4. 事務局委員は、本会事務全般を処理し、機関誌を編集・発行する。

第8条 役員の選出は、総会で行う。役員の任期は2年とする。再選を妨げない。欠員が生じた場合、会長は必要に応じてその残任期間を補充する役員を置くことができる。

第9条 総会は年次大会の際に開催する。但し必要がある場合は臨時総会を開くことができる。

1. 総会で議決を行う場合には、出席者の過半数の賛成によって決するものとする。

第10条 本会は、当面の間、会費を徴収しない。

4. 附則

第1条 本会事務局は、信州大学人文学部内に置く。

第2条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

第3条 本規約の変更は、総会の議を経なければならない。

第4条 本規約は平成17年4月16日より施行する。

『地域ブランド研究』 投稿規程

1. 本誌は地域ブランド研究会の機関誌である。
2. 本誌は、会員の地域ブランド研究関係の研究発表の場である。
3. 本誌には、論文、研究ノート、書評、およびその他の各欄があり、他誌に未発表のものを掲載する。
4. 地域ブランド研究会の会員であれば、誰でも投稿することができる。
5. 本誌の編集は事務局幹事会の中に設ける編集委員会によっておこなわれ、原稿の採否および掲載の順序は、査読に基づく審査により、編集委員会によって決定する。
6. 投稿にあたっては、別途定める執筆要項に従って原稿を作成する。
7. 本誌掲載原稿の著作権は、地域ブランド研究会に帰属する。

『地域ブランド研究』 執筆要項

1. 原稿の長さ

原稿の長さは、原則として以下の範囲内とします。(枚数は、400字詰原稿用紙に換算してのもの。)

論文50枚

研究ノート28枚

その他(コラム、提言など)14枚

2. 要約とキーワード

論文には、和文要約(500字程度)および英文要約(200語以内)をつけます。各要約の末尾には、3～5語のキーワードを明記します。

3. 書式

- (1) 原稿は、横書きとし、ワードプロセッサで印字されたものとします。
- (2) 投稿された原稿は返却いたしませんので、必ず控えをとっておいてください。
- (3) 論文は、表題・和文要約・キーワード・本文・注・引用文献・英文要約の順序で構成してください。
- (4) 研究ノート、その他は、表題・本文・注・引用文献の順序で構成してください。
- (5) 投稿原稿には本文にも英文要約にも執筆者名は記さず、投稿の種別、表題、執筆者名、所属、連絡先を明記した別紙を添えて提出してください。

4. 表記法

- (1) 英数字は原則として半角文字を用います。
- (2) 記号は全角文字を用います。
- (3) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ「1.」「1.1.」のように記してください。

5. 図表・写真・注

- (1) 図表、写真は、本文とは別に添付し、挿入箇所を原稿に指示してください。
(デジカメ写真は、縮小などの必要はありません。)
- (2) 注、引用文献は、原稿の該当箇所にあらかじめ挿入してください。
- (3) 引用文献の参照の仕方および文献リストのあげ方は、*American Journal of Sociology* 誌に従います。邦語文献は、書名、雑誌名を『 』、論文名を「 」でくくります。

(4) 注は本文中に1) のように番号をいれ、本文末尾にまとめます。

6. 掲載決定

- (1) 掲載が決定した場合、直ちに完全原稿を編集委員会事務局まで送付して頂きます。
- (2) 印刷の書式は編集委員会の定めるものとし、原則として著者による責任校正は1回だけおこないます。ただしこの際、誤字・脱字の訂正以外は認められません。

7. 付記

その他、不明の点や、上の執筆要項に依れない事情のある方は、編集委員会事務担当者に相談してください。英文で投稿する場合も、同じく御相談ください。

* *American Journal of Sociology* 誌の引用文献の参照の仕方および文献リストのあげ方については、以下のホームページをご覧ください。
<http://www.journals.uchicago.edu/AJS/instruct.html>